

学級閉鎖の基準

インフルエンザが蔓延する季節となりました。インフルエンザによる出席停止者が増えた場合の学級閉鎖については、いろいろな状況を考慮した上で、学校長判断となりますが、おおむね次のような目安があります。

1 学級閉鎖の目安

(1) インフルエンザによる欠席率が20%が目安となります。

例えば33人学級の場合、20%といえ、6.6人なので、7人の欠席者がいれば該当します。

ただし、普通の風邪による欠席者はカウントしませんので、仮に7人の欠席者がいても、インフルエンザによる欠席なのかどうか、確認する必要があります。

(2) 養護教諭が学校医と相談し、学校長が決定します。

どの学校にも学校医がいますので、学校医(内科医)に相談し、助言をもらいます。その上で最終的には学校長が決定し、期間も明示し、保護者にも知らせ、市教委にも報告します。

(3) 個々の出席停止は発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで。

(4) 学級閉鎖は、欠席のピークを予想して、土日などを含めて5日間程度が望ましい。

欠席者の中には、インフルエンザの初期の生徒や、中期の生徒、治って登校して来る生徒と様々です。それら個々の生徒の欠席状況のピークを予測して期間を設定しますが、なるべく土日による回復を期待して、土日がらみで閉鎖日を設定していくことが多いです。以下ピークの予想の方法をみてみましょう。

例えば、生徒AとBが、月曜日に発症し早退したとします。その場合、翌日の火曜日から5日間、出席停止となり、登校可となるのは日曜日からになります。生徒C～Gも、下図のように発症していった場合、水曜日の時点で、木曜日と金曜日には出席停止者が7名となることが確定となります。木曜日には、生徒Hが治って登校してきたとしても、更に他の生徒が発症することも予想されるため、木曜日と金曜日の2日間、学級閉鎖を設定する可能性が高くなります。

| | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 |
|-----|----|----|----|-----|---|---|-----|-----|-----|
| 生徒A | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 | | |
| 生徒B | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 | | |
| 生徒C | | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 | |
| 生徒D | | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 | |
| 生徒E | | | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 |
| 生徒F | | | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 |
| 生徒G | | | 発症 | × | × | × | × | × | 登校可 |
| 生徒H | × | × | × | 登校可 | | | | | |

学級閉鎖期間

(5) 学級閉鎖になっても、担任は休みではありません。担任は次の様な業務を行うこととなります。

- ① 子ども達に、学級閉鎖の期間中の学習課題を用意し、指示を出すこと。
- ② 期間中に、各家庭に子どもの所在確認を行うこと。
- ③ 子ども達が外出したり、遊んでいないか、学区のパトロールを行うこと。

(6) 学級閉鎖となると、子ども達は喜ぶますが、実は欠課となった授業を後日補充しなければならないのです。

例えば、2日間学級閉鎖をしたとして、その時に欠課となった10～12時間分を補充するために、後日、余分に授業を行わなければなりません。具体的には、5時間授業の日に6時間目を設定したり、6時間授業の日に7時間目を設定したりして補充する必要があります。特に中学校の場合、定期テスト前等で、閉鎖したクラスだけ不利にならないようにしなければなりません。保護者への説明もあるため、どのように補充するのか、文書等で知らせる必要があります。

2 授業進度等の留意点

- (1) 学級の欠席者が多い場合、授業は前に進めることなく、課題学習やドリル、自習などが望ましい。
- (2) 授業で配布したプリントなどは、欠席者が不利にならないように、保存しておき、後日渡せるようにしておく必要があります。

3 要録の取り扱い

出席停止の場合、欠席扱いにはならないため、「出席すべき日数」が減ることになります。他の児童生徒とは合計が異なるので、出席簿や通知表、指導要録には「〇〇のため出席停止〇日」等と記録を残しておく必要があります。

4 インフルエンザと風邪の違い

【 インフルエンザ（流行性感冒）】

インフルエンザウイルスによる。ウイルスを吸収して1～2日後に突然発病する。39度以上の高熱、悪寒、頭痛、咳、全身倦怠感などの症状が出る。1週間ほど症状が続く。

→ 法定伝染病なので
出席停止扱い

【 風邪（普通感冒）】

一般ウイルスによる。鼻から喉までの炎症の総称。喉の痛み、くしゃみや咳などの症状が出る。熱は38度程度までしか上がらない。安静にすれば1～2日で症状が治まる。

→ 病休扱い

● 教師がインフルエンザに感染した場合は、子どもと違って出席停止にはなりませんので、年休を使った欠勤扱いとなります。(出席停止は、学校保健安全法により、生徒にだけ適用されるものです。)

一定の期間、授業や学級経営ができなくなりますので、自習プリントを用意したり、他の教員に授業の振り替えをお願いしたりする必要があります。

自分が感染源となり、子ども達にうつす可能性もあるため、日頃より体調管理には留意しておく必要があります。教師は責任感が強いので、多少体調が悪くても無理をして出勤することが多く、病院にも行かないことが多いので、それが裏目に出ることがあります。急な高熱や関節痛の場合には、要注意です。

(年休をとらずに療養休暇をとる方法もありますが、長期の療養を必要とする病気等が今後あった場合、療養休暇の年間の合計日数によっては給与の減額になることもあるので、その時のために使わずに取っておいた方が無難かと思えます。)

早わかり
インフルエンザの出席停止期間
 インフルエンザと診断された場合の出席停止の期間は、法律^{*}で次のように定められています。

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

● 実際の例で考えてみると… ●

受診した日ではなく、症状が出始めた日 → 発症日 0日目

発症後 1日目 2日目 3日目 4日目 5日目

発熱 解熱 解熱後 1日目 2日目

発症後1日目に熱が下がった → (X) (X) (X) (X) (X) (X) OK

★熱が下がって2日以上たっても「発症後5日」を過ぎないとダメ。

発症後4日目に熱が下がった → (X) (X) (X) (X) (X) (X) (X) OK

★「発症後5日」を過ぎていても、熱が下がって2日以上たないとダメ。

※学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令(平成24年文部科学省令第11号)